

物品購入等における自由参加型見積制度（オープンカウンター）による

見積合せ実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、加賀市が物品の購入及び製造請負の契約を行う場合において、自由参加型見積制度（物品の製造請負及び購入に当たり、一定の要件を付して見積参加者を募り、契約の相手方を決定する制度。以下「オープンカウンター」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 オープンカウンター方式による見積合せの実施の対象は、物件の内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事務用品のうち、予定価格（単価の予定価格の場合は総価）が5万円以上150万円未満のもの
- (2) 電気機器のうち、予定価格（単価の予定価格の場合は総価）が5万円以上150万円未満のもの
- (3) 印刷物のうち、予定価格（単価の予定価格の場合は総価）が3万円以上150万円未満のもの
- (4) その他オープンカウンター方式による見積合せを実施することが有利になるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、オープンカウンターの対象としないことができる。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 競争に加わるべき者の数が、オープンカウンターに付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

（参加者の資格）

第3条 オープンカウンターに参加する者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 加賀市財務規則（平成17年加賀市規則第35号）第122条の規定により作成した入札参加資格者名簿に登録された者であり、対象物件と同じ営業種目で登録があること。
- (3) 主たる事務所の所在地が加賀市内であること。
- (4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 税の未納がないこと。

（対象物件の公表）

第4条 オープンカウンター方式による見積合せについては、物件名、仕様書、見本等の閲覧場所、見積書提出期限等を契約担当部署内での掲示及び加賀市ホームページへの掲載により公表する。

（結果の公表）

第5条 オープンカウンターによる見積合せの結果については、契約相手方の決定後、速やかに契約担当部署内での掲示及び加賀市ホームページへの掲載により公表するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。